

○能登町総合計画審議会条例

平成17年 6 月30日条例第171号

能登町総合計画審議会条例

(設置)

第 1 条 本町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、能登町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、能登町総合計画の策定及びその実施に関し必要な事項の調査及び審議を行い、町長に答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員15人以内で組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、審議会において、必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。